申出条項

第1条(カード利用代金等の支払責任)

別紙記載のUCコーポレートカード会員規約・カード使用者規約(会社主債務用)、UCETCカード特約(法人カード・会社主債務決済コーポレート会員用)、コーポレートカード・ETCカード特約(事業協同組合用)におけるカード使用者(以下「甲」という)は、法人会員(以下「乙」という)から交付されたカードの利用等により生じるカード利用代金等について、責任をもって乙に支払います。

第2条 (保証委託)

甲は、乙にカード利用代金債務等の保証を委託し、乙はこれを受諾します。

第3条(事務委託)

甲は、乙にETCマイレージサービスの利用に係る事務等カード利用に係る事務を委託し、乙はこれを 受託します。

第4条(役務提供)

甲は、乙にカード利用に係る役務の提供を申し込み、乙はこれを承諾します。

第5条(手数料)

甲は、乙からカード使用者としてカードの利用機会を与えられたこと及び、前3条、4条の対価として 乙に所定の手数料を支払います。

第6条 (手数料の支払方法)

甲が乙に対し支払うべき債務については、甲が乙に届け出た預金口座より口座振替にて支払います。

第7条(会員規約遵守)

甲は、会員規約を遵守し、乙に一切損害、迷惑をかけないものとします。

第8条 (ユーシー法人 ETC カード利用約款遵守)

甲は乙に対し、「ユーシー法人 ETC カード利用約款」を承諾し厳正に遵守することを誓約します。

第9条(UC法人ETCカード保守サービス)

甲は「UC法人ETCカード保守サービスの内容について」を確認のうえ、カードと併せてUC法人E TCカード保守サービスを申し込みます。

以上